

監査上の主要な検討事項に相当する事項の報告

2019年6月25日

株式会社三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

公認会計士 鹿島 かおる ⑩

公認会計士 中村 和臣 ⑩

公認会計士 剣持 宣昭 ⑩

公認会計士 植木 貴幸 ⑩

当監査法人は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記に係る監査に関連して、2019年6月25日に監査報告書を発行した。当該監査報告書は、株式会社三菱ケミカルホールディングスが提出した第14期有価証券報告書に綴じられている。当該連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項に相当する事項は以下のとおりである。

監査上の主要な検討事項に相当する事項

監査上の主要な検討事項に相当する事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項に相当する事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

産業ガス事業の企業結合	
監査上の主要な検討事項に相当する事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の連結子会社である大陽日酸株式会社は、連結財務諸表注記5.に記載されているとおり、2018年12月3日付で、プラクスエア社(米国)の欧州における産業ガス事業を取得した。 取得対価は、635,847百万円であり、会社は、外部の評価専門家を利用して、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識及び測定を行った。その結果、無形資産及びのれんを、それぞれ208,301百万円及び310,401百万円計上している。 識別した無形資産は、主に顧客に係る無形資産であり、顧客に係る無形資産の測定における重要な仮定は、将来の売上収益の予想、既存顧客の減耗率及び割引率である。 企業結合における顧客に係る無形資産の測定は、複雑であり、経営者による判断を伴うものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、顧客に係る無形資産の測定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・当該事業の取得に関する取引を理解するために、契約書を閲覧した。また、経営者と議論し、取締役会への報告資料を閲覧した。 ・経営者が利用した外部の評価専門家の適性、能力及び客観性を評価し、監査手続の実施を通じて、外部の評価専門家に対して質問を行った。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、顧客に係る無形資産の測定方法を検証し、重要な仮定を評価した。 ・将来の売上収益の予想については、経営者及び事業計画の作成責任者と議論し、産業ガス事業の特性に基づいて過去の実績及び類似企業と比較した。さらに、不確実性を考慮し、利用可能な外部データを用いた売上収益の予測との比較を行った。 ・既存顧客の減耗率については、過去の主要顧客データ及び顧客との契約書を入手し検討するとともに、減耗率の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。 ・割引率については、利用可能な外部データを用いた当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家による見積りと比較した。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項に相当する事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記 13. に記載しているとおり、会社は、2019 年 3 月 31 日現在、のれんを 648,806 百万円（総資産の 11.6%）計上しており、また、連結財務諸表注記 15. に、のれんの減損テストで用いた仮定を開示している。 会社は、減損テストを実施するにあたり、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された 5 カ年の中期経営計画を基礎とし、5 カ年の計画後は、将来の不確実性を考慮して成長率を見積もっている。 使用価値の見積りにおける重要な仮定は、5 カ年の中期経営計画における将来キャッシュ・フローの見積り、その後の期間の成長率及び割引率である。また、中期経営計画は、主として販売数量の拡大及び市場の成長率に影響を受ける。 のれんの減損テストは複雑であり、将来キャッシュ・フローの見積り及び成長率並びに割引率については不確実性を伴い、経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、のれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、使用価値の算定における評価方法を検証し、使用された割引率を評価した。 ・5 カ年の将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる将来計画と経営者によって承認された次年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。さらに、過年度における予算及び中期経営計画とそれらの実績を比較することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。 ・将来計画の見積りに含まれる主要なインプットである販売数量の拡大及び市場の成長率については、経営者と議論するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、類似企業との比較、または、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・5 カ年の中期経営計画後の成長率については、市場の長期成長率から一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。 ・割引率については、利用可能な外部データを用いた当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家による見積りと比較した。

耐用年数を確定できない無形資産の評価	
監査上の主要な検討事項に相当する事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記 13.に記載されているとおり、会社は、2019年3月31日現在、耐用年数を確定できない無形資産を192,381百万円計上している。主なものは、連結子会社である田辺三菱製薬株式会社が、2013年9月のメディカゴ社買収及び2017年10月のニューロダーム社買収により計上した仕掛研究開発費であり、帳簿価額はそれぞれ25,967百万円及び134,076百万円である。 仕掛研究開発費は、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないもので使用可能な状態にないため、会社は将来の経済的便益が流入する期間が予見可能でないと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類している。そのため、会社は当該資産の償却を行わず、毎年かつ減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施している。 会社は、減損テストを実施するにあたり、仕掛研究開発費の回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、重要な仮定は、規制当局の販売承認の取得の可能性、上市後の販売予想及び割引率である。 研究開発は不確実性を伴うものであり、仕掛研究開発費の減損テストにおいては、将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率について、経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、仕掛研究開発費の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、使用価値の算定における評価方法を検証し、使用された割引率を評価した。 ・規制当局による販売承認の可能性については、製品の開発状況及び成功確率に関して経営者及び担当部門責任者と議論し、研究開発の各段階における成功確率に関する過去実績及び利用可能な外部データを考慮して評価した。 ・上市後の販売予想については、主要なインプットである販売単価、販売数量、マーケットシェアに関して、外部機関による市場予測と比較し、前年度の見積りからの変更を検討するとともに、利用可能な外部データと比較した。また、経営者と議論し、取締役会への報告資料を閲覧した。 ・割引率については、利用可能な外部データを用いた当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家による見積りと比較した。 ・使用価値の算定結果に対して感応度の高い仮定に関して、一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。

繰延税金資産の評価	
監査上の主要な検討事項に相当する事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、2019年3月31日現在、連結財政状態計算書上、繰延税金資産を84,509百万円計上しており、連結財務諸表注記11.に関連する開示を行っている。 会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識している。特に、会社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産を64,069百万円計上している。 将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に売上収益の成長の見込み及び原料価格の市況推移の見込みである。 繰延税金資産の評価は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、税務の専門家を関与させ検討するとともに、その解消スケジュールを検討した。 ・経営者による将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討にあたっては、経営者によって承認された直近の予算との整合性を検証するとともに、過年度の事業計画の達成度合いに基づく見積りの精度を評価した。 ・将来の事業計画に含まれる重要な仮定である売上収益の成長の見込み及び原料価格の市況推移の見込みについては、経営者と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析及び利用可能な外部データとの比較を実施した。 ・将来の事業計画に一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。

以 上

※ 上記は監査上の主要な検討事項に相当する事項の報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。